

記載例（一般運送契約である場合）

様式第10号（第5条関係）

契約の履行（納品）後の日付であること

年 月 日

令和6年 9月 29日執行

黒潮町長選挙

候補者氏名 ○○（※戸籍名。通称不可。）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

記

選挙等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください)	1	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2	左に掲げる契約以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の職氏名	黒潮町○○1番地 株式会社○○タクシー 代表取締役○○ ○○			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
高知000わ0000	令和6年 9月 24日	70,000円		
高知000わ0000	令和6年 9月 25日	70,000円		
高知000わ0000	令和6年 9月 26日	70,000円		
高知000わ0000	令和6年 9月 27日	70,000円		
高知000わ0000	令和6年 9月 28日	70,000円		
	年 月 日	円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。
- 運送事業者等が黒潮町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、黒潮町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
(2) (1) 以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運動事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び7の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、黒潮町に支払を請求することはできません。

記載例（自動車の賃貸借である場合）

様式第10号（第5条関係）

契約の履行（納品）後の日付であること

年 月 日

令和6年 9月 29日執行

黒潮町長選挙

候補者氏名 ○○（※戸籍名。通称不可。）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

記

選挙等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください)	1	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2	左に掲げる契約以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の職氏名	黒潮町○○1番地 株式会社○○レンタカー 代表取締役○○ ○○			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
高知000わ0000	令和6年 9月 24日	17,000円		
高知000わ0000	令和6年 9月 25日	17,000円		
高知000わ0000	令和6年 9月 26日	17,000円		
高知000わ0000	令和6年 9月 27日	17,000円		
高知000わ0000	令和6年 9月 28日	17,000円		
	年 月 日	円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。
- 運送事業者等が黒潮町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、黒潮町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1) 以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び7の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、黒潮町に支払を請求することはできません。